

関（裕）委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 1時30分

関（裕）委員長

それでは、ただいまから第7回「議会改革推進委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は、全員であります。

ただ今、2名の方から傍聴の申請が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の委員会における協議内容を踏まえ、各会派でご検討いただいたところでございますので、各会派の御意見を拝聴しながら、協議して参りたいと存じます。

本日は、前回の委員会で決定いただきましたとおり、検討事項等提案一覧のうち、9項目につきましてご協議いただきたいと思います。

なお、ご協議いただく9項目につきましては、お手元に配付してございます検討事項等提案一覧の件名を、網掛けにしてございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大きな1の「(4) 議員報酬・政務活動費・費用弁償」につきまして、 から提案されたものでございますが、前回の協議では、 からは、「議員報酬については、政務活動費と連動して検討していくべきと考える。政務活動費については執行率を踏まえ引き下げ、議員報酬については中核市移行を考慮して報酬を上げるということであれば、今後、慎重に議論していくべき」との意見、 からは、「政務活動費については、執行率などがだされたことで、減額に向けて検討することは可能であるとする。費用弁償については、廃止ではなく、減額での対応が望ましいと考える。議員報酬については、この場で議論するものではないとする」との意見、 からは、「費用弁償については、撤廃すべきであるとする。議員報酬と政務活動費については、慎重に議論を進めるべきである」との意見があり、提出会派の からは「議員報酬については、 からも発言があったとおり、特別職報酬等審議会があるので、報酬を改定する場合には、審議会に委ねる考えである。平成30年4月1日には中核市への移行が予定されているので、一刻も早く審議会を立ち上げ、そこで議員報酬について議論を進めるべきである。費用弁償については、1,500円程度という具体的な金額を提示させていただいているので、再度検討いただきたい。政務活動費については、各会派の皆さんと歩調を合わせながら減額の方向で協議を進めていきたいと考える」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

 から、お願いします。

公明

議員報酬については、第三者機関に委ねることに賛成する。審議会の中で中核市に相応しい報酬を決めていただき、それを見届けたうえで、政務活動費の減額

や費用弁償について議論していきたい。まずは、早期に第三者機関に委ね、結論を出していただきたい。

関（裕）委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]
共産

これまでと同様、議員報酬については審議会に委ねるべきであるとする。政務活動費については、マスコミなどから第2の報酬などとも言われており、報酬とは別に考えていくべきであるが、額そのものについては、これまでの執行率に鑑み減額に向けて検討すべきである。費用弁償についても、減額に向け検討するのが妥当であるとする。

関（裕）委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]
新風

議員報酬については、第三者機関に委ねるべきである。政務活動費については、減額に向け検討すべきであり、費用弁償については、[REDACTED]から提案のあった1,500円が妥当であるとする。

関（裕）委員長

提出会派の[REDACTED]、いかがでしょうか。

[REDACTED]
自民

我が会派としては、議員報酬については、特別職報酬等審議会に議論を委ねること、政務活動費については、議員報酬とは別に適切な時期を捉え、執行率等を考慮し改正すること、また、費用弁償については、具体的に1,500円と提示させていただいた。

議員報酬・政務活動費・費用弁償については、昨年1月26日に開催された代表者会議において、今後の検討方法を協議いただいたところ、まずは議会改革推進委員会で1年間程度かけて協議した後、代表者会議に戻すこととなったことから、昨年2月9日に開催された「第3回議会改革推進委員会」において、我が党から追加提案させていただいたものである。

各会派から、さまざまなご意見をいただいているところではあるが、本日の委員会で、約1年間協議していることから、本件については、今回の議会改革推進委員会をもって協議を終結し、その結果を代表者会議に戻すということにはいかがかと考えているので、ご協議いただきたい。

関（裕）委員長

ただいま、提出会派であります[REDACTED]から発言がございましたが、議員報酬については報酬等審議会に委ねること、政務活動費及び費用弁償については減額の方で引き続き検討することで本委員会の協議を終結し、その結果を代表者会議に戻すということで進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきますので、よろしくお願ひいたしま

す。

次に、大きな1の「(5) 議員報酬及び期末手当の日割減額」につきましては、
[]から提案されたものでございますが、減額する項目として提案された
内容は、①として、疾病や自己都合等により連続して2回以上、市議会定例会の
招集に応じない場合、②として、刑事事件に関し、有罪判決が確定した場合、③
として、刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合、の3点でありま
す。前回の協議では、[]からは、「賛成する」との意見、[]か
からは、「①、②、③とも議員である期間においては、報酬をいじるべきではない」
との意見、[]からは、「②・③については賛成する。①の疾病によ
るものについては、報酬を減額すべきではない」との意見があり、提出会派の
[]からは、「北九州市と同様の事例が、本市でも起こる可能性がある。我々
の報酬は市民からいただいた税金で支払われているものであるので、まったく働
かずに報酬を得ていいのかどうなのか、北九州市の実例を基に、再度、各会派
で持ち帰り検討いただきたい」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[]から、お願いします。

前回同様、①、②、③とも賛成する。

続いて、[]、お願いします。

前回同様、議員は有権者から選ばれているのであり、辞職するかどうかも含め、
本人が考えるべきである。議員である期間においては、報酬をいじるべきではな
く、日割りで減額することには賛成しかねる。

続いて、[]、お願いします。

前回までは、②、③については賛成で、①の疾病によるものについては反対し
ていたが、会派で検討した結果、①の疾病によるものについても、やむを得ない
という結論に至り、賛成する。

提出会派の[]、いかがでしょうか。

[]、[]については全てに賛成、[]については全
てに反対とのことである。

改めて原点に立ち戻るため、平成28年2月9日に開催された第3回議会改革
推進委員会にて提案した、①の計算方法について、再度、説明させていただき
たい。

事務局から資料を配付願いたい。

— 事務局資料配付 —

[]
公明
関(裕)委員長

[]
共産

関(裕)委員長

[]
新風

関(裕)委員長

[]
自民

自民

それでは、配付した資料に基づき説明させていただく。

第3回議会改革推進委員会で追加提案した①の件であるが、下の点線の囲みに計算方法を記載してあるので、ご覧いただきたい。

①の「疾病や自己都合等により連続して2回以上、市議会定例会の招集に応じない場合」における、議員報酬及び期末手当の計算方法については、このような方法で行なってはいかがかと考えている。内容としては、定例会の招集に応じない回数が「連続して2回」となった場合は100分の80を乗じて得た額、「連続して3回」となった場合は100分の60を乗じて得た額、「連続して4回以上」となった場合は100分の50を乗じて得た額として提案させていただいている。

以上のことから、疾病や自己都合等による場合については、議員報酬や期末手当が全額削減されるわけではなく、最大でも100分の50が支給されるということによって提案させていただいているので、特に[]においては、会派に持ち帰りいただき、賛成していただいたことについて、感謝を申しあげる。[]においても、再度この点を十分にご協議いただきたい。

関（裕）委員長

ただ今の各会派からの意見に対し、何かございましたらお願いいたします。

— なし —

関（裕）委員長

それでは、この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということによろしいでしょうか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(5) 一般質問における会派持ち時間制の導入について」は、[]から追加提案されたものでございますが、前回の協議では、[]からは、「会派持ち時間制の導入は、公平・公正という観点から賛成するが、二会期通算方式の廃止については、これまでの歴史の中で築かれてきたものであり反対する」との意見、[]からは、「少数会派については、質問時間が短くなることもある。二会期通算方式という考え方からすれば、本来、半分の議員が一般質問するのが理想であり、質問日を1日増やすなどして、議員の発言の機会を確保していくべきである」との意見、[]からは、「会派で議論しているが、まだ考えがまとまっていない」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[]から、お願いします。

公明

前回同様、一般質問の会派持ち時間制の導入については賛成するが、二会期通算方式の廃止については、これまでの歴史の中で築かれてきたものであり、反対する。

関（裕）委員長

■
共産

続いて、■、お願いします。

前回と同様である。■においても、■の案とまったく同じではないということから考えれば、拙速であるように思われるので、更なる検討が必要であると考えます。

関（裕）委員長

■
新風

続いて、■、お願いします。

会期をもう1日延ばして、議員の発言の機会を確保することも可能なのではないかと考える。

関（裕）委員長

■
自民

提出会派の■、いかがでしょうか。

全会一致のルールがある中で、三会派の賛同を得られない厳しい状況ではあるが、再度説明させていただく。この提案は、42人いる議員について、公平に質問の機会を与えるにはどうすることが望ましいかという観点から、我が会派において、様々な角度から分析して提案したものである。

しかしながら、三会派とも、前回からほとんど意見が変わっていない状況にあるので、一度会派に持ち帰り、次回以降、大きな進展がないようであれば取り下げざるを得ないと認識している。

関（裕）委員長

ただ今の各会派からの意見に対し、何かございましたらお願いいたします。

— なし —

関（裕）委員長

それでは、この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(6)一般質問中の不適切と思われる発言に対しては議事進行の徹底」は、■から提案されたものでございますが、前回の協議では、■からは、「各議員の発言は大変重いものであり、訂正や取り消しを求める場合には、それ相当の覚悟が必要であることから賛成する。なお、市議会申し合わせ事項に明文化するかどうかは、各会派でご協議いただきたい」との意見、■からは、「提案があったことで、会派に属する議員も属さない議員も、改めて重く受け止めるということが第一であると考えます」との意見、■からは、「この提案は、6月定例会で我が会派の■が説明を求めたことに端を発しているものであるが、発言の真意を正副議長や議運の正副委員長に確認できるという、川口市議会の長い歴史の中で築かれた柔軟なシステ

ムを残すべきと考えるので、賛成しかねる」との意見があり、提出会派の■■■■からは、「提案した趣旨は、開かれた議会を求めていきたいということである。休憩時のやり取りは、市民の皆さんに伝えづらいものがあるので、議事進行を徹底し、市民に分かりやすくするものである。軽微な疑問があるのであれば、一日の議事が終了した段階で確認すればよく、決してそのような機会を制止するものではない」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■■■■から、お願いします。

前回同様、各議員の発言は大変重いものであり、その発言について訂正や取り消しを求める場合には、それ相当の覚悟が必要と考えるので、■■■■の提案に賛成する。

続いて、■■■■、お願いします。

■■■■の提案は、道理にかなっており、賛成する。

続いて、■■■■、お願いします。

前回と同様であるが、議事進行をかけるほどでもない軽微な疑義がある場合に、散会后などに気軽に聞くことができるという川口市議会の長い歴史の中で築かれた、柔軟なシステムを残すべきである。

提出会派の■■■■、いかがでしょうか。

今の■■■■の発言の趣旨としては、一般質問中に確認したいことがあれば、その日の全ての質問者が終わった後に、確認をすればいいのではないかとということだと思われる。そういうことであれば、その日の議事は滞ることなく進んでいくので、我々の趣旨と変わらない。我々の考えとしては、決してそのような機会を奪うのではなく、休憩時に疑義をなげかけると、議事が滞り、市民にも情報が伝わらないので、その場で疑義を確認したいということについては、議事進行を徹底すべきであるというものである。軽微な疑義について、その日の議事が全て終了した後に、確認をすることは、我が会派の考えと全く同じであるので、賛同いただきたい。

ただ今の各会派からの意見に対し、何かございましたらお願いいたします。

— なし —

それでは、この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

自民

関（裕）委員長

共産

関（裕）委員長

新風

関（裕）委員長

公明

関（裕）委員長

関（裕）委員長

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(7) 一般質問における発言通告書の提出期限を質問日(初日)の4日前とすること(平成29年度に試行)」につきましては、前回、事務局から提案されたものでございます。前回の協議では、**〇〇**からは、「賛成する」との意見、**〇〇**からは、「前向きに検討する。他市の事例があれば説得力も増すのではないか」との意見、**〇〇**からは、「持ち帰り検討するが、他市の資料があったほうがよい」との意見、**〇〇**からは、「持ち帰り検討する」との意見がありました。

なお、他市の資料につきましては、事務局で作成し、既に委員の皆さんに配付させていただいておりますので、ご了承願います。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

〇〇から、お願いします。

前回同様、賛成する。

続いて、**〇〇**、お願いします。

会派に持ち帰り、他市の事例なども参考に検討した結果、賛成する。

続いて、**〇〇**、お願いします。

会派に持ち帰り、検討した結果、賛成する。

続いて、**〇〇**、お願いします。

賛成する。

それでは、この件は全会一致になりましたので、よろしくお願いします。

次に、大きな2の「(8) 人事議案に反対がある場合の採決方法を起立採決とすること」につきましては、前回、事務局から提案されたものでございます。前回の協議では、**〇〇**からは、「人事議案についても、他の議案と同様に、議員として市民に対し、賛否の意思表示をすることは重要であると考えてるので、賛成する」との意見、**〇〇**からは、「議運の視察に行った際も、ほとんどの市が起立採決により行なっていたので、賛成する」との意見、**〇〇**及び**〇〇**からは、「持ち帰り検討する」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

〇〇から、お願いします。

前回同様、人事議案についても、他の議案と同様に、議員として市民に対し賛

〇〇
自民

関（裕）委員長

〇〇
公明

関（裕）委員長

〇〇
共産

関（裕）委員長

〇〇
新風

関（裕）委員長

〇〇
自民